

## 福島県相双地域等における高齢者施設等に対する介護職員等の応援・受入にかかるQ&amp;A

Q	A
1 ・ 応援職員に労災保険の適用はあるのか。(現地に着くまでが通勤災害になるのか) 【H23.3.25】	・ 現地での業務上又は通勤による災害についてはもちろん、自宅又は応援施設から現地の受入施設への移動の際の事故についても、労災保険の対象となります。
2 ・ 職員が応援に行くことによって、施設配置基準を下回ることもよいか。その場合、報酬は、減算対象となるのか。 【H23.3.18】、【H23.3.22】	・ 利用者の処遇に著しい影響が生じない範囲であれば、応援により、配置基準を一時的に下回ってもやむを得ないと考えており、自治体におかれてもご配慮をお願いいたします。また、報酬については、減額対象とはなりません。
3 ・ 専門職種が異なる施設への応援もあり得るのか。	・ 可能な限りマッチングするよう調整したいと考えています。なお、マッチングに当たっては、高齢者支援施設と障害者支援施設等を区分けをしたうえで、応援施設・職員及び受入施設の意向を確認いたします。
4 ・ 応援職員について、1人あたりの応援期間はどの程度か	・ 応援期間については、原則3ヶ月程度をお願いしたいと考えていますが、2週間から応援可能な範囲内でお願いしたいと考えております。
5 ・ 実際に応援先で働く勤務先はどのような施設か。また、どの自治体で勤務することになるのか。	・ 応援先は、福島県相双地域等(4市、7町、3村)の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設並びに障害者支援施設、障害児入所施設及び宿泊型自立訓練施設を想定しています。また、マッチングに当たっては、応援施設及び職員双方の意向を確認いたします。
6 ・ 応援登録後のスケジュールについては、どのようになるのか。 ・ 今後応援可能な職員の取り扱いについて追加募集はあるのか。	・ 今後、相双地域等の要請を受けて調整を行い、その後応援をお願いすることになります。なお、現地の事情によっては、直ちに応援をお願いする場合、また、マッチングに時間を要することもありますのでご留意願います。 ・ 今回の調査は、当面の応援可能人数を把握するためのものです。今後、相双地域等からの要請があれば応援可能人数について、追加調査をしたいと考えています。
7 ・ 東京電力福島第一原子力発電所事故による危険地域に行くことはないのか。	・ 現在、「警戒区域」と「避難指示区域」の概念は、「警戒区域」、「帰還困難区域」、「居住制限区域」(※)、「避難指示解除準備区域」、「計画的避難区域」に区分されています。今回の応援対象施設は、いずれにも該当しない地域に所在する施設であり、当該地域においては、地域住民の方も平常に生活されています。今回の応援は、危険な地域に行くものではありません。なお、当該地域の放射線情報については、こちらをご覧ください。 <a href="http://fukushima-radioactivity.jp/">http://fukushima-radioactivity.jp/</a> ※原子力災害対策本部において、特例的に事業継続を認められている「いいたてホーム」については、応援対象施設とする。 (参考) ・「警戒区域」…原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の立入りを制限している区域。 ・「帰還困難区域」…5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域 ・「居住制限区域」…年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難の継続を求める地域 ・「避難指示解除準備区域」…年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域 ・「計画的避難区域」…これまで放出された放射線量から計算して、事故後1年間の放射線量を積算すると20ミリシーベルトに達する可能性がある地域。 注 避難をするのが望ましいとされる国際放射線量基準は20～100ミリシーベルト